

助成金取扱要領

一般財団法人沖縄県看護学術振興財団の助成金は、助成対象となる実施期間開始日から使用できます。

1. 助成金事業報告書の提出期限

毎年3月20日までに様式第3号をもって報告をすること。

2. 対象となる費目

対象となる費用は、助成事業の実施に必要なものとします。

以下の要領によって費用の処理を行ってください。

謝 金： アルバイトに対する謝金、講師や通訳など外部の専門家へ協力を依頼した場合の謝礼に使用できます。支払にあたっては計算の根拠を明確にしてください。
研 修 費： 研修会、講習会、学会などの参加費
旅費交通費： 事業を実施するために必要な交通費及び宿泊費などの実費
消 耗 品 費： コピー用紙、その他文具費など
印刷製本費： ポスター・パンフレット・印刷物の作成など
通信運搬費： 郵送料、宅配便など
図 書 費： 書籍の購入、図書館における参考文献のコピーなど
会 議 費： 会場使用料、会場設営費用など、（茶菓子などの飲食費は対象外）
雑 費： 少額な支出で、上記経費項目に含めることができない諸経費

3. ご注意いただきたいこと

- 1) 領収書などは、原本を提出してください。
- 2) 外貨での精算は、支払う金額が確定した時点の為替レートで換算する。
(その根拠となる資料を添付すること)
- 3) (3)看護学術に資する研究活動の研究成果を発表する場合は、当財団から助成を受けたことを表示してください。